

大竹市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(平成 29 年大竹市告示第 7 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「省令」という。）、地域支援事業実施要綱（平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙。以下「通知」という。）及び介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成 27 年厚生労働省告示第 196 号。以下「指針」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、法、省令、通知及び指針において使用する用語の例による。

(事業の目的)

第 3 条 市長は、次に掲げることを目的として総合事業を実施するものとする。

- (1) 高齢者が要介護状態等になることをできるだけ予防するとともに、高齢者自身の力を活かした自立に向けた支援を行うこと。
- (2) 高齢者が住み慣れた地域の中で、人とつながり、いきいきと暮らしていくことができる、多様で柔軟な生活支援が受けられる地域づくりを推進すること。

(事業の内容)

第 4 条 市長は、総合事業として次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 介護予防・生活支援サービス事業（第 1 号事業）

ア 第 1 号訪問事業

- (ア) 訪問型サービス（従前相当）

指定事業者が行う旧介護予防訪問介護に相当するサービスで、身体介護を中心に提供されるもの

- (イ) 訪問型サービス A

指定事業者が行う生活援助を中心としたサービスで、旧介護予防訪問介護に係る基準よりも緩和した基準により提供されるもの

イ 第 1 号通所事業

- (ア) 通所型サービス（従前相当）

指定事業者が行う旧介護予防通所介護に相当するサービス

- (イ) 通所型サービス A

指定事業者が行う生活援助及び機能訓練を中心としたサービスで、旧介護予防訪問介護に係る基準よりも緩和した基準により提供されるもの

(ウ) 通所型サービス C

保健、医療又は介護の専門職により提供される運動器機能又は口腔機能の向上若しくは栄養改善等の支援でおおむね3月から6月の短期間で行うもの

ウ 第1号介護予防支援事業

地域包括支援センターが行う介護予防ケアマネジメントで、次のもの

(ア) ケアマネジメント A

介護予防支援と同様の基準により行われるもの

(イ) ケアマネジメント B

介護予防支援の基準を緩和した基準により行われるもの

(ウ) ケアマネジメント C

介護予防支援と同様の基準により行われるものとし、サービスの利用開始に際し、一度に限り行われるもの

エ 第1号生活支援事業

(2) 一般介護予防事業

ア 介護予防把握事業

イ 介護予防普及啓発事業

ウ 地域介護予防活動支援事業

エ 地域リハビリテーション活動支援事業

オ 一般介護予防事業評価事業

(事業の実施方法)

第5条 市長は、市が直接実施するもののほか、次に掲げる方法により総合事業を実施する。

(1) 指定事業者による実施

(2) 法第115条の47第4項の規定に基づく省令第140条の69の規定に適合する者に対する委託による実施

(3) 省令第140条の62の3第1項第2号の規定に基づき、地域の人材や社会資源の活用を図ることができる者に対する補助による実施

(第1号事業の対象者)

第6条 第1号事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 居宅要支援被保険者

(2) 省令第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）に掲げる様式第1（以下「基本チェックリスト」という。）の記入内容が、同基準様式第2に掲げるいずれかの基準に該当する第1号被保険者（以下「事業対象者」という。）

(事業対象者の要件の確認)

第7条 第1号事業を利用しようとする者で、次の各号のいずれかに該当する第1号被保険者（以下「利用希望者」という。）は、地域包括支援センター又は市に基本チェックリストを提出するものとする。

- (1) 要介護又は要支援認定を受けていない者
- (2) 要介護又は要支援認定を既に受けている者で、かつ、認定の有効期間の満了に当たり、要介護又は要支援認定更新申請を行わない者
- 2 地域包括支援センター又は市は、前項の規定による提出があったときは、前条第2号の規定に該当する者であるか確認を行うものとする。
- 3 前項の確認は、原則として利用希望者との面接にて行う。ただし、利用希望者との面接が困難な場合は、電話又は利用希望者の家族等からの聞き取りにより行うことができるものとする。

(事業対象者の認定)

第8条 前条第2項の確認を受けた利用希望者は、基本チェックリストの実施結果及び所定の介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書（以下「依頼書」という。）に介護保険被保険者証（以下「被保険者証」という。）を添えて、市長に事業対象者の認定申請をするものとする。

- 2 前項の申請は、利用希望者に代わり地域包括支援センターが行うことができる。
- 3 市長は、第1項の申請があったときは、その内容を審査し、事業対象者に該当する場合は、当該申請者の被保険者証に事業対象者と認定した旨及び認定期間を記載するものとする。
- 4 前項の認定期間は、事業対象者となった日（基本チェックリストを実施した日）から当該日の属する月の翌月から起算して2年を経過する月の末日までとする。ただし、事業対象者となった日が月の初日である場合にあっては、当該日の属する月から起算して2年を経過する月の末日までとする。

(事業対象者の認定の更新)

第9条 事業対象者は、前条第4項に規定する認定期間の満了後において、引き続き第1号事業の利用を希望するときは、当該認定期間の満了日60日前から満了日までの間に、基本チェックリスト及び被保険者証を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 前条第2項から第4項までの規定は、事業対象者の認定の更新において準用する。

(第1号事業に要する費用の額)

第10条 第1号事業に要する費用の額は、次の各号に掲げる第1号事業の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した額とする。ただし、算定した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 訪問型サービス（従前相当）

通知別添1の1に定める単位数に、1単位の単価（10円に、厚生労働大臣が定める1

単位の単価（平成 27 年厚生労働省告示第 93 号。以下「単価告示」という。）に定める大竹市の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額をいう。次号において同じ。）を乗じて得た額

(2) 訪問型サービス A

通知別添 1 の 1 に定める単位数の 100 分の 90（各加算については 100 分の 100）に相当する単位数に、1 単位の単価を乗じて得た額

(3) 通所型サービス（従前相当）

通知別添 1 の 2 に定める単位数に、1 単位の単価（単価告示に定める大竹市の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額をいう。次号において同じ。）を乗じて得た額

(4) 通所型サービス A

通知別添 1 の 2 に定める単位数の 100 分の 90（各加算については 100 分の 100）に相当する単位数に、1 単位の単価を乗じて得た額

(5) ケアマネジメント A 及びケアマネジメント C

通知別添 1 の 3 に定める単位数に、1 単位の単価（単価告示に定める大竹市の地域区分における介護予防支援の割合を乗じて得た額をいう。次号において同じ。）を乗じて得た額

(6) ケアマネジメント B

通知別添 1 の 3 に定める単位数の 100 分の 90（各加算については 100 分の 100）に相当する単位数に、1 単位の単価を乗じて得た額

（第 1 号事業支給費に係る審査及び支払）

第 1 1 条 市は、法第 115 条の 45 の 3 第 1 項の規定に基づき、第 1 号事業の対象者が指定事業者が実施する第 1 号事業を利用したときは、当該第 1 号事業の対象者に対し、当該第 1 号事業に要した費用について同条第 2 項に規定する第 1 号事業給付費を支給する。

2 第 1 号事業の対象者が、指定事業者が実施する第 1 号事業を利用したときは、市は、当該第 1 号事業の対象者が当該指定事業者を支払うべき当該第 1 号事業に要した費用について、第 1 号事業支給費として当該第 1 号事業の対象者に対し支給すべき額の限度において、当該第 1 号事業の対象者に代わり、当該指定事業者を支払う。

3 前項の規定による支払いがあったときは、第 1 号事業の対象者に対し、第 1 号事業支給費の支給があったものとみなす。

4 市長は、第 1 号事業支給費に係る審査及び支払に関する事務を、法第 115 条の 45 の 3 第 6 項の規定により広島県国民健康保険団体連合会に委託して行うことができる。

（第 1 号事業支給費の額）

第 1 2 条 第 10 条第 1 号から第 4 号までの事業に係る第 1 号事業支給費の額は、当該

各号に定めるところにより算出した額の100分の90に相当する額とする。

- 2 法第59条の2に規定する政令で定める額以上である第1号事業の対象者に係る第1号事業支給費については、前項中「100分の90」とあるのは「100分の80」とする。
- 3 第10条第5号及び第6号の事業に係る第1号事業支給費の額は、同号に定める費用の額とする。

(支給限度額)

第13条 居宅要支援被保険者が第1号事業を利用した場合の第1号事業支給費の支給限度額は、要支援状態区分に応じ、法第55条第2項の規定に基づき介護予防サービス費等区分支給限度基準額として厚生労働大臣が定める額(以下「介護予防サービス費等区分支給限度基準額」という。)について同条第1項の規定により算定した額とする。

- 2 事業対象者が第1号事業を利用した場合の第1号事業支給費の支給限度額は、要支援1に係る介護予防サービス費等区分支給限度基準額について法第55条第1項の規定により算定した額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、事業対象者の自立支援につながるものとして市長が必要と認めた場合には、当該事業対象者における第1号事業支給費の支給限度額は、要支援2に係る介護予防サービス費等区分支給限度基準額について法第55条第1項の規定により算定した額とすることができる。

(高額介護予防サービス費等相当事業)

第14条 市長は、通知別記1(1)ア(コ)及び(サ)の例により、高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業を行うものとする。

(介護保険料滞納者に係る支払方法の変更)

第15条 市長は、介護保険料を滞納している第1号事業の対象者が当該保険料の納期限から1年が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、特別な事情があると認められる場合を除き、第11条第2項の規定は、適用しないことができる。

(算定サービス事業費の支払いの一時差止)

第16条 市長は、第1号事業支給費の支給を受ける第1号事業の対象者が介護保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納期限から1年6月が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、特別の事情があると認める場合を除き、第1号事業支給費の全部又は一部の支払いを一時差し止めることができる。

(給付制限)

第17条 法第69条第1項及び第2項の規定は、第1号事業に係る事業対象者の認定について準用する。この場合において、市長は、第1号事業支給費の支給を受ける第1号事業の対象者に介護保険料報酬権消滅期間があるときは、第1号事業支給費の

支給を制限することができる。

- 2 市長は、第1号事業支給費の支給を受ける第1号事業の対象者が法第69条に規定する給付減額等の記載を受けているとき（前項の規定により準用する場合を含む。）は、当該記載を受けた日の属する月の翌月の初日から当該給付額の減額期間が経過するまでの間に利用した第1号事業支給費について、第12条第1項中「100分の90」及び同条第2項中「100分の80」とあるのは、「100分の70」とする。

（一般介護予防事業の対象者）

- 第18条 一般介護予防事業の対象者は、第1号被保険者及びその支援のための活動にかかわる者とする。

（総合事業の利用料）

- 第19条 市長は、第5条第2号又は第3号に規定する方法により総合事業を実施するときは、総合事業を利用する者（以下「利用者」という。）に対して総合事業に要する費用の一部（以下「利用料」という。）を負担させることができる。

- 2 利用者は、利用料のほか、総合事業の実施の際に生じる食費、原材料費、送迎費等の実費を負担するものとする。

- 3 利用者は、利用料及び前項に規定する費用を総合事業を実施した者（以下「事業実施者」という。）に直接納付するものとする。

- 4 前各項のほか、総合事業の利用料に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（関係帳簿等の保存）

- 第20条 事業実施者は、当該総合事業に係る帳簿及び関係書類をその完結の日から5年間保存しなければならない。

（不正利得の徴収）

- 第21条 市長は、総合事業の利用者又は事業実施者が、偽りその他不正の手段により、市から当該総合事業に係る費用の支給を受けたときは、当該費用の返還を求めることができる。

（指導監査）

- 第22条 市長は、総合事業の適切かつ有効な実施のため、事業実施者に対して、指導及び監査を行うものとする。

（その他）

- 第23条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年7月21日告示第123号)

この要綱は、平成29年7月21日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 30 日告示第 51 号)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 6 月 12 日告示第 97 号)

この要綱は、平成 30 年 6 月 12 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。